

2025年6月20日  
全国港湾24発第127号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 竹内 一

中央労使安全専門委員会

労側委員長 鈴木 誠 一



### 熱中症対策に係る注意喚起等の取り組みについて(指示)

中央労使安全専門委員会は、熱中症予防に向けた調査をはじめとした対策を講じることとしていますが、統計史上二番目に早い梅雨明けとともに、記録的な猛暑が続いており、全国港湾委員長、安全専門委員長は、緊急に熱中症対策に係る注意喚起などの取り組みを行うよう日港協に申し入れることを判断し、6月20日に申し入れを行った。同申し入れについては、第13回常任中執で追認する予定ですが、一刻も早い対応が必要と判断したことを了とされたい。

政府は本年6月1日に改正安全衛生規則を施行し、熱中症対策についての事業者の体制整備を罰則付きで義務付けることとしました。また、24春闘協定では、熱中症対策について「各個別(専業・検査・関連)任せとせず元請事業者も携わっていく」ことを確認し、同対策での元請責任も明記しています。

については、各単組・地区港湾は、下記の取り組みの促進を図るよう指示します。

#### 記

1. 各地区港湾は、当該地区港運協会に対し、会員店社への熱中症対策の徹底・注意喚起を図る取り組みの促進を申し入れ、安全対策に万全を期すよう取り組むこと。
2. 各単組は、次の取り組みを行うこと。
  - (1) 地区港湾の取り組みの前進を図る縦指示に取り組むこと。
  - (2) 当該組織において、注意喚起など同対策の促進に向けた取り組みを図ること。
3. 各単組・地区港湾は、本取り組みについて、取り組み内容並びに、生じた諸課題について、全国港湾書記局に報告されたい。

以上